

木田郡三木町土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、木田郡三木町土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県第265号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

大字名	地 域	大字名	地 域
平 木	一円の田、畑	氷 上	一円の田、畑
鹿 伏	一円の田、畑	上高岡	一円の田、畑
井 上	一円の田、畑	鹿 庭	一円の田、畑
池 戸	一円の田、畑	奥 山	一円の田、畑
田 中	一円の田、畑	下高岡	一円の田、畑
朝 倉	一円の田、畑	井 戸	一部の田、畑
小 菰	一円の田、畑		

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 地区内のかんがい、排水施設、農道その他農用地の保全又は利用上必要な施設の維持管理及び新設又は改良。

二 前各号の施設の災害による復旧工事。

三 地区内における圃場整備事業。

2 この土地改良区は、県営香川用水地区新川沿岸支線水路事業によって造成された施設の維持管理及び県営新川沿岸支線水路事業に附帯するかんがい施設の新設及び維持管理ならびに、これらの施設の災害復旧を共同して行うため新川沿岸土地改良区連合に所属する。

3 県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県木田郡三木町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する町

の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業（国庫補助事業）に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は四国新聞に掲載するものとする。

第2章 会 議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第8条 総代の定数は、45人とする。

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（議決方法の特例等）

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、通常経

費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事17人及び監事3人とする。

2 前項の理事定数のうち、1人は、組合員でない者とする。

3 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選挙)

第18条 役員は、総代会が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第19条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第24条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業に要する経費に充てるための賦課

金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

- 2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。ただし、畑については、田の2分の1の標準とすることができる。

(分担金)

第26条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第27条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第28条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第29条 この土地改良区は、第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第31条 第25条、第26条、第28条又は第29条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 土地改良区連合の議員

(議員の選出)

第32条 新川沿岸土地改良区連合議員の選出は、理事会において組合員の中より選出する。

(議員の失職)

第32条の2 前条の規定により選出した議員が組合員の資格を失ったときは議員の職を失う。

第6章 雑 則

(係及び委員会)

第33条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定めることができる。

(加入金)

第34条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第35条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第31条の規定を準用する。

。

(財産の分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者も承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第39条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則 （令和2年3月20日総代会で議決）

- 1、この定款は、香川県知事の認可の日（令和2年9月30日）から施行する。
- 2、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。
- 3、この定款は、香川県知事の認可の日（令和3年6月3日）から施行する。
- 4、この定款は、香川県知事の認可の日（令和4年4月1日）から施行する。
- 5、この定款は、香川県知事の認可の日（令和7年6月4日）から施行する。
- 6、この定款は、香川県知事の認可の日（令和8年4月15日）から施行する。

